要配慮者利用施設における避難計画の 作成事例集について

要配慮者利用施設における 避難に関する計画作成の事例集 (水害・土砂災害)









内閣府(防災担当)

消防庁厚生労働省国土交通省気赤庁

目次

1.	本事例集について・・・・・・・・・・2
2.	対象施設について・・・・・・・・・3
3.	非常災害対策計画の作成のポイント・・・・・・4
4.	【事例1】岩手県久慈市・・・・・・5
5.	【事例2】岡山県備前市・・・・・・・・・・33
6.	(参考1) 地域連携について58
7.	(参考2)行政の支援体制について・・・・・59

1. 本事例集について

本事例集の目的

平成29年6月に水防法と土砂災害防止法が改正され、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に立地し、かつ市町村地域防災計画に定められている要配慮者利用施設¹(以下、「施設」とする。)の所有者又は管理者(以下、「施設管理者」とする。)には、避難確保計画の作成が義務づけられました。加えて、施設管理者には、それぞれの施設の設置目的を踏まえた施設毎の規定(介護保険法等)により、非常災害に関する具体的な計画(火災、水害・土砂災害、地震等の地域の実情を鑑みた災害にも対処できる計画をいい、以下、「非常災害対策計画」とする。)の作成が求められています(避難確保計画は非常災害対策計画等の既存の計画に含めることも可能としており、以下、特に断りのない限り「非常災害対策計画」には避難確保計画の内容も含む計画を示すこととする。)。

本事例集は、避難確保計画の作成が義務づけられている施設をはじめ、浸水想定区域や土砂災 害警戒区域内に立地する施設の管理者が非常災害対策計画を作成する際に参考となるよう、具体 的な事例をもとに施設管理者や関係行政機関・有識者等が連携し、非常災害対策計画を作成する ポイントや検討の過程をまとめたものです。

本事例集が施設管理者の実効性のある非常災害対策計画の作成に資するとともに、定期的に訓練を実施し、その結果を計画に反映して改善を重ねることで、災害時に施設管理者や入所者等が適切な避難行動をとることができるようになることを期待しています。

また、本事例集では浸水想定区域・土砂災害警戒区域内に立地する高齢者施設における事例を掲載していますが、高齢者施設以外の施設や、浸水想定区域・土砂災害警戒区域が公表されていないものの河川や傾斜地の近くに立地する等、水害や土砂災害の危険性があると考えられる施設においても、施設管理者が非常災害対策計画を作成する際に参考にしていただくことができます

なお、非常災害対策計画作成の検討にあたっては、厚生労働省・国土交通省が作成している各種手引き²等に基づいて進めております。

- ¹ 水防法及び土砂災害防止法では、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する施設のこととしています。
- ² 国土交通省「要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き(洪水・内水・高潮編)」 (平成29年6月)、「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の 手引き」(平成29年6月)、厚生労働省・国土交通省「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施 設における避難計画点検マニュアル」(平成29年6月)

本事例集作成に関する経緯と概要

- 平成28年台風第10号による水害で高齢者施設が被災したことを教訓とし、施設管理者による 自然災害からの避難に関する非常災害対策計画策定を促進するため、具体的な施設において 全国の施設の参考となるような非常災害対策計画の検討・作成を行いました
- 作成にあたっては、施設管理者、関係行政機関³、防災・河川・砂防・福祉分野等の有識者、河川管理者等が一堂に会し、施設内、施設周辺、避難経路等の現地調査や施設管理者が非常災害対策計画を作成するにあたり必要となる情報の解説(災害リスク、避難勧告等の持つ意味や発令のタイミング等)を行うとともに、有識者からの専門的な助言等を受けながら、施設の特徴等を考慮した実効性のある非常災害対策計画について議論を重ねました。
- 次ページ以降では、検討結果だけでなく、非常災害対策計画の作成にあたり、留意すべき点や 工夫した点等、検討過程で議論した内容をわかりやすくまとめています。
- なお、本事例集は、必要に応じて事例の追加等の内容の更なる充実を図っていく予定です。
 - 3 市・県の防災担当部局、民生主管部局、水防及び砂防担当部局、内閣府(防災担当)、消防 庁、厚生労働省、国土交通省(地方整備局含む)、気象庁(管轄の気象台含む)

2. 対象施設について

対象施設の概要

- ・以下の施設の関係者の方にご協力をいただき、施設管理者や関係行政機関、有識者等が一 堂に会して非常災害対策計画の作成に向けて検討し、事例集としてとりまとめました。
- ・非常災害対策計画の作成にあたっては、入所者等の人数、対象災害とそのリスク等の特徴 を考慮する必要があります。

施設名 (所在地)	施設種別	入所者	対象災害	災害リスク	備考
ひだまり (岩手県久慈市)	高齢者グループホーム	9名 ※平成29年8月時点	洪水	・施設は中小河川に近接して立地しており、同河川が氾濫した場合は1.0~2.0m未満の浸水が想定されている。 ・建物が1階建てであり、浸水した場合に施設内に留まることは人的被害のリスクが高い。	・浸水想定区域や八 ザードマップが公 表されている。 ・市町村地域防災計 画に位置付けられ ており、避難確保 計画の作成が義務 付けられている。
備前多聞荘 (岡山県備前市)	盲養護老人ホーム 特別養護老人ホーム	※平成29年8月時点 60名	土砂災害	・土砂災害警戒区域(土石流)内に立地している。	・土砂災害警戒区域やハザードマップが公表されている。・避難確保計画の作成は義務付けられていないが、非常災害対策計画を作成することとなっている。





盲養護老人ホーム・ 特別養護老人ホーム 備前多聞荘 (岡山県備前市) 高齢者グループホーム ひだまり (岩手県久慈市)





3. 非常災害対策計画の作成のポイント

「要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き(洪水・内水・高潮編)平成29年6月」(国土交通省)に 準拠して作成された「要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き別冊」では、避難確保計画の作成にあ たり、以下のステップで検討することが紹介されています。

ステップ 1 <u>施設周辺の水害危険性を知る</u> ステップ 2 防災情報の収集・伝達の体制を整えよう ステップ 4 施設利用者の命を守るための役割分担を決めよう

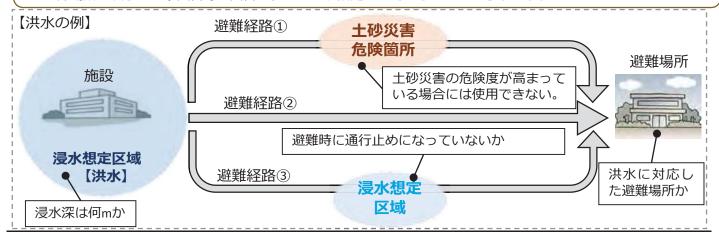
ステップ 5 施設利用者の命を守るための備えをしよう

ステップ3 施設利用者を安全に避難誘導する体制を作ろう ステップ6 防災に関する教育や訓練を実施しよう

本事例集では、具体的な施設での検討を通じて、上記のステップで施設が非常災害対策計画を作成するにあたり、特に関係行政機関や有識者等の知見が必要となった、ステップ 1 「施設周辺の水害危険性を知る」、ステップ 2 「防災情報の収集・伝達の体制を整えよう」、ステップ 3 「施設利用者を安全に避難誘導する体制を作ろう」のうち、災害リスクを理解し、どこへ、どのような手段で、どのタイミングで避難するかについて、留意すべき点や工夫した点等、検討過程で議論した内容をわかりやすくまとめました。

Point1 施設の災害リスクを把握し、避難方法を検討する

- ハザードマップや過去の浸水実績等を活用して、施設周辺や避難経路等の災害リスクを把握し、指定緊急避難場所(以下、避難場所とする)、避難手段、避難経路を検討します。
- 避難場所は洪水や土砂災害等、災害の種別により指定されていることに注意しましょう。

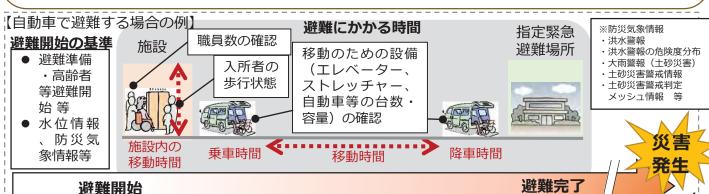


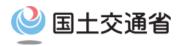
Point2 避難にかかる時間の算出

- 避難にかかる時間を、入所者の症状、職員数や設備等の施設の状況を踏まえて算出します。
- 日中と夜間では対応できる職員数が違う等、様々な条件を想定して避難にかかる時間を算出し、避難の具体的な方法を検討します。

Point 3 避難開始のタイミングの確認

- 災害発生のおそれが高まった際に、市町村から、要配慮者の避難開始を意味する「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されます。「避難準備・高齢者等避難開始」の発令のタイミングを行政に確認し、避難にかかる時間を踏まえ、発令から災害発生のおそれが高まるまでに避難が完了するかどうかを確認します。
- ▶ 間に合わない場合は、避難にかかる時間を短縮するための方法等について検討を行いましょう。避難にかかる時間を短縮するための方法としては、日頃から避難訓練を繰り返し実施したり、他施設の協力を得て支援体制を確立すること等が考えられます。
- 施設管理者は、リアルタイムで発信される洪水予報・水位到達情報等の河川情報や防災気象情報*を自ら把握し、早めの避難措置を講じる必要があります。「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されなくても、「自分の身は自分で守る」という考え方の下に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難しましょう。安全に避難できるように早めに行動することが重要です。





メニュー

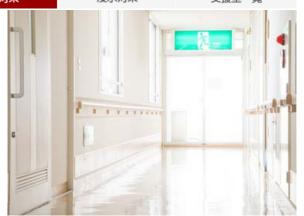
自衛水防(企業防災)

地下空間の 浸水対策 要配慮者利用施設の 浸水対策 工場・事務所等の 浸水対策 災害情報普及 支援室一覧

自衛水防(企業防災)について

要配慮者利用施設の浸水対策

浸水が想定される地域における社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者利用施設では、洪水時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画等の作成など、水害に備えた対応が必要となります。ここでは、要配慮者利用施設の避難確保計画作成に役立つ情報を紹介しています。



全国の取り組み状況

要配慮者利用施設の避難確保計画作成状況(H29.3末)

水防法に基づき市町村地域防災計画に位置づけられている要配慮者利用施設の数 : 38,374うち 避難確保計画を作成済み施設の数 : 3,072

<u>都道府県別の作成状況(PDF:33KB)</u> <u>市町村別の作成状況(PDF:131KB)</u>

お役立ち情報

避難確保計画作成の手引き(水防法)

- ●要配慮者利用施設 (PDF:534KB、DOC:1.41MB)、医療施設等(PDF:573KB、DOC:1.41MB)
- ■計画作成の手引き別冊 (PDF:2.05MB)、計画作成のひな形(DOC:497KB、XLS:268KB)
- ◎ 既存の計画への追記による避難確保計画の作成(PPTX:102KB)
- ◎ 水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画に係る点検マニュアル (PDF:359KB)
- 要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集(水害・土砂災害)(PDF:11.21MB)

避難確保計画作成の手引き(津波防災地域づくりに関する法律)

- 要配慮者利用施設(PDF:351KB DOC:224KB)
- ◎ 医療施設等(PDF:355KB DOC:231KB)

水防法・土砂災害防止法の改正について

【避難確保計画作成の手引き(土砂災害防止法)はこちら】

- 都道府県・市町村の担当者向け(PDF: 413KB)
- ◎ 要配慮者利用施設の管理者·所有者向け(PDF:417KB)
- 水防法等に基づく取組状況(PDF: 59KB)

洪水時に想定される浸水深等が分かるサイト

- <u>ハザードマップポータルサイト</u>
- <u>浸水ナビ</u>